

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第六条 第六条の五）</p> <p>第二節 （略）</p> <p>第五章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター（第二十四条 第二十五条）</p> <p>第二節 （略）</p> <p>第三節 （略）</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等</p> <p>（求職活動支援書の作成等）</p> <p>第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書（以下「求職活動支援書」という。）を作成する前に、離職することとなつている対象高齢者等（以下「高齢離職予定者」という。）（に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容について、</p>	<p>目次</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第六条 六条の六）</p> <p>第二節 （略）</p> <p>第五章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第二節 （略）</p> <p>第三節 （略）</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 事業主による高齢者等の再就職の援助等</p> <p>（再就職援助計画の作成等）</p> <p>第六条の三 法第十七条第一項の規定による事業主に対する同項の再就職援助計画（以下「再就職援助計画」という。）の作成の要請は、対象高齢者等を雇用している事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が、当該事業所の事業主に対して、文書によ</p>

当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

2 事業主は、高年齢離職予定者の決定後速やかに、求職活動支援書の交付についての本人の希望を聴いて、これを作成し、交付するものとする。

3 事業主は、求職活動支援書の作成に当たっては、あらかじめ、当該求職活動支援書に係る高年齢離職予定者の再就職及び在職中の求職活動に関する希望の内容を聴くものとする。

4 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- 二 高年齢離職予定者が離職することとなる日（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）
- 三 高年齢離職予定者の職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む。）
- 四 高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- 五 高年齢離職予定者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項
- 六 前三号に掲げる事項のほか、高年齢離職予定者が職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項

り行うものとする。

第六条の四 法第十七条第二項の規定による再就職援助担当者の業務は、次のとおりとする。

一 高年齢離職予定者に係る求人の開拓及び求人に関する情報の収集並びにこれらによつて得た求人に関する情報の高年齢離職予定者に対する提供

二 高年齢離職予定者に対する再就職を容易にするために必要な相談の実施

三 高年齢離職予定者の再就職の援助に関する公共職業安定所、公共職業能力開発施設等との連絡

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢離職予定者の再就職の援助のために必要な業務

2 事業主は、再就職援助担当者に、その業務の遂行に係る基本的な事項について、求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴いてその業務を行うようにさせるものとする。

(法第十八条の二第一項の厚生労働省令で定める方法)

第六条の四 再就職援助計画には、次の事項を含むものとする。

一 離職することとなっている対象高年齢者等(以下「高年齢離職予定者」という。)の氏名、年齢及び性別

二 離職することとなる日(離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期)

三 高年齢離職予定者の職歴その他の経歴

四 高年齢離職予定者が有する資格及び職業能力に関する事項

五 前二号に掲げる事項のほか、高年齢離職予定者の採否の決定又は採用時の労働条件の決定の際に参考となるべき事項

六 再就職及び在職中の求職活動に関する本人の希望の内容

七 事業主が講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容

2 事業主は、再就職援助計画を作成する前に、高年齢離職予定者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容について、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

3 事業主は、再就職援助計画の作成に当たっては、あらかじめ、当該再就職援助計画に係る高年齢離職予定者の再就職及び在職中の求職活動に関する希望の内容を聴くものとする。

第六条の五 法第十八条の二第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する理由（第三項において「理由」という。）を労働者の募集及び採用の用に供する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に併せて記載又は記録する方法とする。

第六条の五 法第十七条第二項の再就職援助計画書の交付は、再就職援助計画の作成後遅滞なく行つものとする。

2 前項の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げるものを含むものとする。

一 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）その他の法律の規定による許可を受けて、若しくは届出をして、職業紹介を行う者に事業主が求人申し込む場合における当該求人の申込みの内容を記載し、又は記録したもの

二 職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、事業主がその被用者以外のものに委託して労働者の募集を行う場合における当該委託に係る募集の内容を記載し、又は記録したもの

三 職業安定法第四十五条の規定により労働者供給事業を行うものから事業主が労働者供給を受けようとする場合における供給される労働者が従事すべき業務の内容等を当該労働者供給事業者に対して明らかにしたもの

3 第一項の規定にかかわらず、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告その他これに類する方法により労働者の募集及び採用を

行う場合又は第一項の書面若しくは電磁的記録がない場合において、あらかじめ同項の方法により理由を提示することが困難なときは、求職者の求めに応じて、遅滞なく、次のいずれかの方法により理由を示すことができる。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（事業主の使用に係る電子計算機と、求職者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、求職者が当該方法により記録された電磁的記録を出力することによる書面を作成することができるもの

第六条の六 法第十七条第三項の規定による再就職援助担当者の業務は、次のとおりとする。

一 高年齢離職予定者に係る求人の開拓及び高年齢離職予定者に係る求人に関する情報の収集並びにこれらによつて得た求人に関する情報の高年齢離職予定者に対する提供

二 高年齢離職予定者に対する再就職を容易にするために必要な相談の実施

三 高年齢離職予定者の再就職の援助に関する公共職業安定所、公共職業能力開発施設等との連絡

四 前各号に掲げるもののほか、高年齢離職予定者の再就職の援助のために必要な業務

2 事業主は、再就職援助担当者に、その業務の遂行に係る基本的な

第二節 中高年齢失業者等に対する特別措置

(手帳の失効)

第九条 (第一項 略)

(第一号 略)

(イからハまで 略)

二 職業安定法^レ第二十条の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。

(ホ 略)

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第四章 高年齢者職業経験活用センター等

第一節 高年齢者職業経験活用センター

事項について、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴いてその業務を行うようにさせるものとする。

第二節 中高年齢失業者等に対する特別措置

(手帳の失効)

第九条 (第一項 略)

(第一号 略)

(イからハまで 略)

二 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第二十条の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。

(ホ 略)

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第四章 高年齢者職業経験活用センター等

第一節 高年齢者職業経験活用センター

<p>(指定の申請)</p> <p>第十八条 法第三十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(無料の職業紹介事業の届出等)</p> <p>第二十条 (第一項から第五項まで 略)</p> <p>6 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)中、公共職業安定所に適用される規定は、職業安定局長の定めるところにより、高齢者職業経験活用センターの行う無料の職業紹介事業について準用する。</p> <p>第五章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター</p> <p>(法第四十一条第一項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(第一号 略)</p> <p>二 当該二以上の市町村の区域において法第四十二条第一項に規</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第十八条 法第三十二条の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(無料の職業紹介事業の届出等)</p> <p>第二十条 (第一項から第五項まで 略)</p> <p>6 職業安定法施行規則中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、高齢者職業経験活用センターの行う無料の職業紹介事業について準用する。</p> <p>第五章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター</p> <p>(法第四十一条第一項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(第一号 略)</p> <p>二 当該二以上の市町村の区域において法第四十二条に規定する業</p>
---	---

定する業務が行われる場合には、単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(一般労働者派遣事業の届出)

第二十四条の二 法第四十二条第二項の規定により一般労働者派遣事業を行うとするシルバー人材センターは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄都道府県労働局長」という。）に届け出なければならない。

(法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第八条第二項の厚生労働省令で定める事項)

第二十四条の三 法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第八条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

(労働者派遣法施行規則の特例)

第二十四条の四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働

務が行われる場合には、単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第一条の二第一項の規定にかかわらず、法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第五条第二項の届出書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

2 労働者派遣法施行規則第一条の二第三項の規定にかかわらず、シルバー人材センターが労働者派遣法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

3 労働者派遣法施行規則第八条第一項の規定にかかわらず、労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出をしようとするシルバー人材センターは、労働者派遣法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 労働者派遣法施行規則第十条の規定にかかわらず、労働者派遣法第十三条第一項の規定による届出をしようとするシルバー人材センターは、当該一般労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

5 労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかわらず、シ

ルバー人材センターが労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ職業安定局長の定める様式によるものとする。

6 法第四十二条第二項の規定による一般労働者派遣事業に関する次の表の上欄に掲げる労働者派遣法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、労働者派遣法施行規則第一条の二第二項第一号へ及び第四条の規定は適用しない。

<p>第一条の二 第二項第一号下</p>	<p>に関する資産の内容及びその</p>	<p>を行う事業所に係る</p>
<p>第一条の二 第四項</p>	<p>法第五条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可を申請するときは</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第三項において読み替えて適用する法第五条第二項の届出書を提出するときは</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>前項の一般労働者派遣事業変更届出書</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二十四条の四第三項の職業安定局長の定める様式による届出書</p>

<p>第八條第三項</p>	<p>第一項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二十四条の四第三項の職業安定局長の定める様式による届出書</p>
<p>(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証)を添付しなければならない</p>	<p>を添付しなければならない</p>	

(準用)

第二十五条 第十八条の規定は法第四十一条第一項の規定による指定を受けようとする者について、第十九条から第二十二條までの規定は法第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターについて準用する。この場合において、第十八条第一項、第十九条及び第二十二條第二項中、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十八條第二項第三号中、「法第三十三條第一項」とあるのは、「法第四十二條第一項」と、第十九條中、「法第三十二條第三項」とあるのは、「法第四十三條において準用する法第三十二條第三項」と、第二十條第一項及び第五項並びに第二十一條第一項中

(準用)

第二十五条 第十八条の規定は法第四十一条第一項の規定による指定を受けようとする者について、第十九条から第二十二條までの規定は法第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターについて準用する。この場合において、第十八条第一項、第十九条及び第二十二條第二項中、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十八條第二項第三号中、「法第三十三條第一項」とあるのは、「法第四十二條」と、第十九條中、「法第三十二條第三項」とあるのは、「法第四十三條において準用する法第三十二條第三項」と、第二十條第一項及び第五項並びに第二十一條第一項中、「法第三十三條第二項」と

「法第三十三條第二項」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十三條第二項」と、第二十二條第一項中「法第三十四條第一項前段」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第一項前段」と、同條第二項中「法第三十四條第一項後段」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第一項後段」と、同條第三項中「法第三十四條第二項」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

第二節 シルバー人材センター連合

(法第四十四條第一項の厚生労働省令で定める基準)

第二十六條 (略)

(第一号 略)

二 当該市町村の区域においてシルバー人材センター連合により法第四十五條において準用する法第四十二條第一項に規定する業務が行われる場合には、当該市町村の区域においてシルバー人材センターにより法第四十二條第一項に規定する業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(指定の申請)

あるのは「法第四十三條において準用する法第三十三條第二項」と、第二十二條第一項中「法第三十四條第一項前段」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第一項前段」と、同條第二項中「法第三十四條第一項後段」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第一項後段」と、同條第三項中「法第三十四條第二項」とあるのは「法第四十三條において準用する法第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

第二節 シルバー人材センター連合

(法第四十四條第一項の厚生労働省令で定める基準)

第二十六條 (略)

(第一号 略)

二 当該市町村の区域においてシルバー人材センター連合により法第四十五條において準用する法第四十二條に規定する業務が行われる場合には、当該市町村の区域においてシルバー人材センターにより法第四十二條に規定する業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(指定の申請)

第二十七条（第一項 略）

2（略）

（第一号及び第二号 略）

三 法第四十五条において準用する法第四十二条第一項に規定する業務に関する基本的な計画

（第四号及び第五号 略）

（労働者派遣法施行規則の特例）

第二十九条の二 法第四十五条において準用する法第四十二条第二項の規定による一般労働者派遣事業に関する労働者派遣法施行規則第二十九条第一号の規定の適用については、同号中「自己の雇用する労働者の中から選任すること」とあるのは、「選任すること」とする。

（準用）

第三十条 第十九条から第二十二条まで及び第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第十九条及び第二十二条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十九条中「法第三十二条第三項」とあるのは、「法第四十五条において準用する法第三十二条第三項」と、第二十条第一項及び第五項並びに第二十一条第一項中「法第三十三条第二項」とあるのは、「法第四十五条において準用する法第三十三条第二項」と、第二十一条第一

第二十七条（第一項 略）

2（略）

（第一号及び第二号 略）

三 法第四十五条において準用する法第四十二条に規定する業務に関する基本的な計画

（第四号及び第五号 略）

（準用）

第三十条 第十九条から第二十二条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第十九条及び第二十二条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十九条中「法第三十二条第三項」とあるのは、「法第四十五条において準用する法第三十二条第三項」と、第二十条第一項及び第五項並びに第二十一条第一項中「法第三十三条第二項」とあるのは、「法第四十五条において準用する法第三十三条第二項」と、第二十一条第一項中「法第三十四条第一項前段」とあるのは、「法第四十五条に

項中「法第三十四条第一項前段」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第三十四条第一項後段」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十四条第一項後段」と、同条第三項中「法第三十四条第二項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十四条第二項」と、第二十四条の二及び第二十四条の四第六項中「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第四十二条第二項」と、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項中「法第四十二条第三項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第四十二条第三項」と、第二十四条の四第六項の表第八条第二項の項及び第八条第三項の項中「第二十四条の四第三項」とあるのは「第三十条において準用する同令第二十四条の四第三項」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(権限の委任)

第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十七条の二に規定する厚生労働大臣の権限
- 二 法第十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣の権限

において準用する法第三十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第三十四条第一項後段」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十四条第一項後段」と、同条第三項中「法第三十四条第二項」とあるのは「法第四十五条において準用する法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(権限の委任)

第三十四条 法第四章第一節（法第四十三条及び第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

- 2 法第五十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>三 法第四章第一節（法第四十三條及び第四十五條において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>四 法第四十二條第二項（法第四十五條において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>五 法第四十二條第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第五條第二項並びに法第四十二條第三項において適用する労働者派遣法第十一條第一項、第十三條第一項及び第二十三條第一項に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>六 法第五十二條第二項に規定する厚生労働大臣の権限</p> <p>2 法第五十四條第二項の規定により、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が前項第一号及び第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p>	<p>3 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。</p>
---	--

改正案	現行
<p>（法第五十六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者）</p> <p>第八十二条の三（第一項 略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 四十五歳以上の受給資格者であつて、雇用対策法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画（同法第二十四条第一項に規定する再就職援助計画をいう。）に係る援助対象労働者（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。）又は第百二条の五第二項第二号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面の対象となる者の対象となる者に該当するもの</p> <p>（第二号から第八号まで 略）</p> <p>（常用就職支度手当の支給申請手続）</p> <p>第八十四条 受給資格者等は、法第五十六条の二第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）の支給を受けようとするときは、常用就職支度手当支給申請書（様式第二十九号の三）に第八十二条第二項第二号に該当しないこと</p>	<p>（法第五十六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者）</p> <p>第八十二条の三（第一項 略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 四十五歳以上の受給資格者であつて、雇用対策法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画（同法第二十四条第一項に規定する再就職援助計画をいう。）に係る援助対象労働者（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。）又は第百二条の五第二項第二号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イに規定する再就職援助計画等の対象となる者に該当するもの</p> <p>（第二号から第八号まで 略）</p> <p>（常用就職支度手当の支給申請手続）</p> <p>第八十四条 受給資格者等は、法第五十六条の二第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）の支給を受けようとするときは、常用就職支度手当支給申請書（様式第二十九号の三）に第八十二条第二項第二号に該当しないこと</p>

事実を証明することができる書類及び受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳（以下この節において「受給資格者証等」という。）を添えて管轄公共職業安定所の長（日雇受給資格者にあつては、同条第一項第二号の安定した職業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。次条において同じ。）に提出しなければならぬ。この場合において、当該受給資格者等が第八十二条の三第二項第一号に該当する者である場合には、常用就職支度手当支給申請書に同号に規定する再就職援助計画に係る援助対象労働者又は第百二条の五第二項第二号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面の対象となる者であることを事実を証明することができる書類を添えなければならない。

（第二項及び第三項 略）

（労働移動支援助成金）

第百二条の五（第一項 略）

2（略）

（第一号 略）

二次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる書面（以下この項から第四項までにおいて「求職活動支援書等」という。）を作成する前に、求職活動支援書等の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該事業主の事業所へ

事実を証明することができる書類及び受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳（以下この節において「受給資格者証等」という。）を添えて管轄公共職業安定所の長（日雇受給資格者にあつては、同条第一項第二号の安定した職業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。次条において同じ。）に提出しなければならぬ。この場合において、当該受給資格者等が第八十二条の三第二項第一号に該当する者である場合には、常用就職支度手当支給申請書に同号に規定する再就職援助計画に係る援助対象労働者又は再就職援助計画等の対象となる者であることを事実を証明することができる書類を添えなければならない。

（第二項及び第三項 略）

（労働移動支援助成金）

第百二条の五（第一項 略）

2（略）

（第一号 略）

二次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる計画（以下この項から第四項までにおいて「再就職援助計画等」という。）を作成する前に、再就職援助計画等の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該事業主の事業所へ

の復帰の見込みがある者を除く。以下この項及び次項において「支援書等対象被保険者」という。）に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容を記載した書面（以下この項及び次項において「求職活動支援基本計画書」という。）を作成し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十七条第一項に規定する求職活動支援書

(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十七条第一項の規定の例により、定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなっている六十歳以上六十五歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面

ロ イの求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ハ 支援書等対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与える事業主であること。

ニ 支援書等対象被保険者に対し、ハの休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払う事業主であること。

ホ ハの休暇を付与される支援書等対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び当該支援書等対象被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(第三号 略)

の復帰の見込みがある者を除く。以下この項及び次項において「計画等対象被保険者」という。）に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容を記載した書面（以下この項及び次項において「再就職援助基本計画書」という。）を作成し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十七条第一項に規定する再就職援助計画

(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）第六条の四の規定の例により、定年、解雇等の理由により離職することとなっている四十五歳以上六十五歳未満の者について自主的に作成した計画

ロ イの再就職援助基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ハ 計画等対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与える事業主であること。

ニ 計画等対象被保険者に対し、ハの休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払う事業主であること。

ホ ハの休暇を付与される計画等対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び当該計画等対象被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(第三号 略)

四 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 求職活動支援書等を作成した事業主であること。

ロ 求職活動支援書等を作成する前に、求職活動支援基本計画書を作成し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

ハ 口の求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ニ 求職活動支援基本計画書に基づき、支援書等対象被保険者に対し、再就職相談室設置事業、開拓員配置事業又は相談員配置事業を行う事業主であること。

(ホ 略)

五 次のイからハまでに掲げる額の合計額

イ 第一号二又は第二号二の通常賃金の額以上の額が支払われた第一号八又は第二号八の休暇の日数(当該休暇が計画対象被保険者であつて支援書等対象被保険者であるものに対する休暇のときは、第一号八又は第二号八のいずれか一方の休暇の日数)を合計した数に四千元(第一号二又は第二号二の通常賃金の額以上の額が四千元に満たないときは、当該通常賃金の額以上の額)を乗じて得た額(その額が計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者であつて当該休暇を付与されたものの数に十二万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)

ロ 第一号八又は第二号八の休暇中に行われた教育訓練(第一号又は第二号に規定する事業主がその費用の全部を負担するもの

四 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 再就職援助計画等を作成した事業主であること。

ロ 再就職援助計画等を作成する前に、再就職援助基本計画書を作成し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

ハ 口の再就職援助基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ニ 再就職援助基本計画書に基づき、計画等対象被保険者に対し、再就職相談室設置事業、開拓員配置事業又は相談員配置事業を行う事業主であること。

(ホ 略)

五 次のイからハまでに掲げる額の合計額

イ 第一号二又は第二号二の通常賃金の額以上の額が支払われた第一号八又は第二号八の休暇の日数(当該休暇が計画対象被保険者であつて計画等対象被保険者であるものに対する休暇のときは、第一号八又は第二号八のいずれか一方の休暇の日数)を合計した数に四千元(第一号二又は第二号二の通常賃金の額以上の額が四千元に満たないときは、当該通常賃金の額以上の額)を乗じて得た額(その額が計画対象被保険者又は計画等対象被保険者であつて当該休暇を付与されたものの数に十二万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)

ロ 第一号八又は第二号八の休暇中に行われた教育訓練(第一号又は第二号に規定する事業主がその費用の全部を負担するもの

に限る。) の日数 (当該教育訓練が計画対象被保険者であつて支援書等対象被保険者であるものに対する教育訓練のときは、第一号八又は第二号八のいずれか一方の休暇中に行われた教育訓練の日数) を合計した数に千円を乗じて得た額 (その額が計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者であつて当該教育訓練を受けたものの数に三万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)

(八 略)

3 (略)

(第一号 略)

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 求職活動支援書等を作成した事業主であること。

ロ 求職活動支援書等を作成する前に、支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を求職活動支援基本計画書に記載し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

ハ 口の求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ニ 職業紹介事業者に支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。

ホ 二の委託に係る支援書等対象被保険者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日 (二の委託に期間の定めがある場合

に限る。) の日数 (当該教育訓練が計画対象被保険者であつて計画等対象被保険者であるものに対する教育訓練のときは、第一号八又は第二号八のいずれか一方の休暇中に行われた教育訓練の日数) を合計した数に千円を乗じて得た額 (その額が計画対象被保険者又は計画等対象被保険者であつて当該教育訓練を受けたものの数に三万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)

(八 略)

3 (略)

(第一号 略)

二 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 再就職援助計画等を作成した事業主であること。

ロ 再就職援助計画等を作成する前に、計画等対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助基本計画書に記載し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出した事業主であること。

ハ 口の再就職援助基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

ニ 職業紹介事業者に計画等対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。

ホ 二の委託に係る計画等対象被保険者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日 (二の委託に期間の定めがある場合

合であつて、その末日が当該離職の日の翌日から起算して三箇月以内にあるときは、その末日（までの間に当該支援書等対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

（へ 略）

三 第一号八又は前号二の委託に要する費用（第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係るもの（当該委託が計画対象被保険者であつて支援書等対象被保険者であるものに係る委託のときは、第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者のいずれか一方に係るもの）に限る。）の四分の一（中小企業事業主にあつては三分の一）の額（その額が第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の数（その数が同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書において三百人を超えるときは、三百人）に三十万円（中小企業事業主にあつては四十万円）を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）

4
（略）

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する雇入れを行う事業主であること。

(1) 雇用対策法第二十四条第三項又は第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。）
（認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除く。以

であつて、その末日が当該離職の日の翌日から起算して三箇月以内にあるときは、その末日（までの間に当該計画等対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

（へ 略）

三 第一号八又は前号二の委託に要する費用（第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は計画等対象被保険者に係るもの（当該委託が計画対象被保険者であつて計画等対象被保険者であるものに係る委託のときは、第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は計画等対象被保険者のいずれか一方に係るもの）に限る。）の四分の一（中小企業事業主にあつては三分の一）の額（その額が第一号二又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は計画等対象被保険者の数（その数が同一の再就職援助計画又は再就職援助基本計画書において三百人を超えるときは、三百人）に三十万円（中小企業事業主にあつては四十万円）を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）

4
（略）

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する雇入れを行う事業主であること。

(1) 雇用対策法第二十四条第三項又は第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。）
（認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除く。以

下この項において「計画対象労働者」という。）又は求職活動支援書等の交付を受けた労働者（当該労働者に対し当該求職活動支援書等を交付した事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除く。以下この項において「支援書等対象労働者」という。）をその離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に継続して雇用する労働者として雇い入れるものであること。

(2) 当該雇入れの日の前日までの過去三年間に当該計画対象労働者又は支援書等対象労働者を雇用したことがないこと。

□ 雇い入れた計画対象労働者又は支援書等対象労働者に対し、当該者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習その他の講習（当該雇入れの日から起算して三箇月以内に開始され、かつ、当該講習の期間が一週間以上のものに限る。）を実施した事業主であること。

（八からホまで 略）

二 前号口の講習を受けた計画対象労働者の数と支援書等対象労働者の数との合計数（当該講習を受けた者のうち計画対象労働者であつて支援書等対象労働者であるものがあるときは、当該計画対象労働者であつて支援書等対象労働者であるものの数を減じた数）に、次のイ及びロに掲げる当該講習の期間の区分に応じて、当該イ及びロに定める額を乗じて得た額

（イ及びロ 略）

下この項において「計画対象労働者」という。）又は再就職援助計画等の内容を記載した書面の交付を受けた労働者（当該労働者に対し当該書面を交付した事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除く。以下この項において「計画等対象労働者」という。）をその離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に継続して雇用する労働者として雇い入れるものであること。

(2) 当該雇入れの日の前日までの過去三年間に当該計画対象労働者又は計画等対象労働者を雇用したことがないこと。

□ 雇い入れた計画対象労働者又は計画等対象労働者に対し、当該者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習その他の講習（当該雇入れの日から起算して三箇月以内に開始され、かつ、当該講習の期間が一週間以上のものに限る。）を実施した事業主であること。

（八からホまで 略）

二 前号口の講習を受けた計画対象労働者の数と計画等対象労働者の数との合計数（当該講習を受けた者のうち計画対象労働者であつて計画等対象労働者であるものがあるときは、当該計画対象労働者であつて計画等対象労働者であるものの数を減じた数）に、次のイ及びロに掲げる当該講習の期間の区分に応じて、当該イ及びロに定める額を乗じて得た額

（イ及びロ 略）

(特定求職者雇用開発助成金)

第一百十条 (第一項及び第二項 略)

3 (略)

一 (略)

イ 雇対策法第二十四条第三項又は第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者(同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。)又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十七条第一項に規定する求職活動支援書の対象となる被保険者であつて次のいずれかに該当するもの(職場適応訓練受講講求職者を除く。以下この号において「対象労働者」という。)をそれぞれに定める期間内に、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れる事業主であること。

(1)及び(2) 略)

(ロからホまで 略)

(第二号 略)

附則

(求職活動等支援給付金に関する暫定措置)

第十五条の四 第一百二条の五第二項第一号に該当する事業主が、同号八の計画対象被保険者に対し、同号八の休暇を平成十七年三月三十一日までの間に与える場合における当該計画対象被保険者又は同項

(特定求職者雇用開発助成金)

第一百十条 (第一項及び第二項 略)

3 (略)

一 (略)

イ 雇対策法第二十四条第三項又は第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者(同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。)又は第一百二条の五第二項第二号イに規定する再就職援助計画等の対象となる被保険者であつて次のいずれかに該当するもの(職場適応訓練受講講求職者を除く。以下この号において「対象労働者」という。)をそれぞれに定める期間内に、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れる事業主であること。

(1)及び(2) 略)

(ロからホまで 略)

(第二号 略)

附則

(求職活動等支援給付金に関する暫定措置)

第十五条の四 第一百二条の五第二項第一号に該当する事業主が、同号八の計画対象被保険者に対し、同号八の休暇を平成十七年三月三十一日までの間に与える場合における当該計画対象被保険者又は同項

<p>第二号に該当する事業主が、同号イの支援書等対象被保険者に対し、同号八の休暇を平成十七年三月三十一日までの間に与える場合における当該支援書等対象被保険者に関する同項第五号の規定の適用については、同号イ中「十二万円」とあるのは「二十四万円」と、同号ロ中「三万円」とあるのは「六万円」とする。</p> <p>(再就職支援給付金に関する暫定措置)</p> <p>第十五条の五 (第一項 略)</p> <p>2 第二百二条の五第二項第二号イに規定する支援書等対象被保険者であつて雇用調整方針に基づいて再就職に係る支援を受ける労働者に関する同条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ホ中「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p> <p>(定着講習支援給付金に関する暫定措置)</p> <p>第十五条の六 第二百二条の五第四項第一号イ(1)に規定する計画対象労働者又は支援書等対象労働者であつて雇用調整方針に基づいて再就職に係る支援を受ける労働者に関する同項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ(1)中「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p>	<p>第二号に該当する事業主が、同号イの計画等対象被保険者に対し、同号八の休暇を平成十七年三月三十一日までの間に与える場合における当該計画等対象被保険者に関する同項第五号の規定の適用については、同号イ中「十二万円」とあるのは「二十四万円」と、同号ロ中「三万円」とあるのは「六万円」とする。</p> <p>(再就職支援給付金に関する暫定措置)</p> <p>第十五条の五 (第一項 略)</p> <p>2 第二百二条の五第二項第二号イに規定する計画等対象被保険者であつて雇用調整方針に基づいて再就職に係る支援を受ける労働者に関する同条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ホ中「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p> <p>(定着講習支援給付金に関する暫定措置)</p> <p>第十五条の六 第二百二条の五第四項第一号イ(1)に規定する計画対象労働者又は計画等対象労働者であつて雇用調整方針に基づいて再就職に係る支援を受ける労働者に関する同項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ(1)中「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p>
---	---